

小諸市 福祉燃料等助成事業

福祉燃料券

使用期限 令和4年1月17日～令和4年3月31日まで



本券ご利用時の注意事項

- 本券の有効期限(使用期限)は、令和4年3月31日までです。
- 燃料券は、交換、販売、換金及び譲渡はできません。
- 燃料券使用時には、つり銭は出ません。
- 燃料券の盗難、紛失または破損に対し、燃料券発行事業者(株式会社まちづくり小諸)はその責任を負いません
- 燃料券は、灯油・ガソリン・軽油・ガスの購入に使用できます。

▶ 使用できる店舗一覧は
まちづくり小諸のホームページでご確認ください。
<https://www.machidukuri-komoro.com/>

加盟店名 見本

* 加盟店印がない場合は無効となる事があります。